

平成23年11月30日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社 Wedding Dreamer  
代表取締役 高柳さおり



### ご 回 答

貴社団法人から当社に対する平成23年11月9日付申入書（以下、「本申入」といいます。）に対し、以下のとおり、ご回答申し上げます。

当社は、本申入を通じて貴社団法人よりご指摘を頂きました事項については厳粛に受け止め、誠実に対応いたしたく、既に新規約案の策定に向けた活動を開始しております。具体的には、当社は、平成23年11月1日付で社団法人日本ブライダル事業振興協会（以下、「本協会」といいます。）への入会が認められましたので、現在は、本協会の定めるモデル規約における解約料等の算出方針を参考としつつ、当社の業務の実情に基づいた新規約案の策定作業を進めているところでございます。

しかしながら、新規約案における検討事項は多岐にわたりますため、本申入でご提示のございました12月2日までに新規約案の内容を確定させるのは大変難しい状況にあります。そのため、当社では、12月27日を目処として新規約案を作成し、本協会のご指導等も受けながら内容を確定させるべく継続的に努力しておりますので、本申入に対する回答としての新規約案の公表につきましては、いましばらくお時間を頂戴いたしたく、申し入れます。

以上